

令和 5 年度 就学援助申請書 (兼同意書・委任状)

(受付番号)※教育委員会記入

本部町教育委員会 教育長 宛

申請日: 令和 年 月 日

就学援助を申請いたします。申請内容に虚偽または過誤が判明した場合は、認定を取り消されても異議はありません。(※判明時に既に支給されている場合は返金します)

申請者(保護者) 電話番号 (続柄)
申請者住所 本部町字

Table with columns: 氏名, 世帯主との続柄, 生年月日, 学校名・学年, 教育委員会記入欄. Rows for children and students.

上記以外の同居家族(同一世帯)
氏名, 世帯主との続柄, 生年月日, 勤務先 又は 学校名, 収入額
ひとり親世帯 (離婚・死別・未婚で養育) ※ (児童扶養手当受給: あり・なし)

住居の形態 1 持家(住宅ローン 円/月) 2 賃貸(家賃 円/月)

申請理由
該当する番号にまる(○)をつけてください。
①生活保護が停止又は廃止になったため
②市町村民税が非課税のため
③その他特段の事情ある場合
原則、①②以外は認定されません。
③の場合
申請する理由・収入・家庭状況を詳しく記入してください。

Table with columns: 口座名義人(フリガナ), 金融機関名, 支店, 種別, 口座番号, 前年度の就学援助受給 (有・無), 債権者No

※令和4年度に申請し認定を受けた世帯は、原則令和4年度の申請時と同じ金融機関をご記入ください。
※新規申請者または新しく口座を指定される方は、通帳やキャッシュカードの口座番号等が確認できる面のコピーを添付してください。(ゆうちょ銀行は通帳のみ)

同意書・委任状

※感染症対策のため、学校を通じて保護者に申請書を配布しています。提出先は本部町教育委員会です。

- 1 就学援助の認定事務のため、裏面記載の世帯員の住民記録情報、所得・課税状況、児童扶養手当受給状況を閲覧することに同意します。(ただし、令和5年1月1日時点で本部町に住民登録がない方は情報がありませんので、前住所地の市町村から6月1日～6月15日までに令和5年度の所得課税証明書を各自で取り寄せ、教育委員会へ提出してください。※自治体により発行開始日が異なります)
- 2 学校徴収金等を滞納した場合は、就学援助費から差し引いて学校長へ支払いすることに同意します。
※学校長へ支払いする際に、教育委員会から保護者への連絡は行いません。
- 3 修学旅行費は、学校長の口座に直接振り込むことを委任します。
※中学校は原則学校長へ振り込みし、小学校は保護者の口座に振り込む場合もあります。
- 4 学校給食費は、給食センターに直接振り込むことを委任します。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ (印)

世帯外の方の口座を指定された場合のみ記入下さい。
□にチェックをつけて氏名・住所・署名をお願いします

下記の口座名義人へ受取代理人を指定し、指定する口座への振込を委任します。 保護者署名 _____ (印)

受取人氏名 () _____

受取人住所 () _____

注意事項

- ・就学援助は、毎年度申請が必要です。
- ・申請書は保護者が直接、教育委員会に提出してください。(学校では受領しません)
- ・申請書の提出期限：令和5(2023)年5月1日(月)～令和5(2023)年5月31日(水)
- ・令和5(2023)年6月1日以降に申請し認定された場合は、申請した翌月からの援助となります。ただし、支給対象にならない援助費目があります。申請期限は令和6(2024)年2月28日までです。

支給費目・金額等一覧表

費目	幼稚園児	小学校		中学校		支給時期	支給方法
		1年生	2年生～6年生	1年生	2年生～3年生		
① 新入学用品	R6年度に小学1年生になるため、新入学用品費19,900円を入学前の3月に支給	19,900円 <small>※令和5年度小1で新規に認定された児童に8月に支給 ※令和5年度小1で令和4年度に認定の児童には3月に支給済み</small>	/	22,900円 <small>※令和5年度中1で新規に認定された生徒に8月に支給 ※令和5年度小6で認定された児童に3月に支給 ※令和5年度中1で令和4年度に認定の生徒には支給済み</small>	/	左記のとおり	保護者
② 学用品	/	11,100円	13,270円	21,700円	23,870円	1回目：8月 2回目：3月 ※左記の額を2回に分けて支給	保護者 又は 学校長
③ 修学旅行費	/	修学旅行のある学年 一律5,000円 <small>※自己負担額が5,000円以下の場合は減額</small>		修学旅行のある学年 一律50,000円 <small>※自己負担額が50,000円以下の場合は減額</small>		修学旅行前後	保護者 又は 学校長
④ 学校給食費	※令和5年度は無償化のため、就学援助の認定世帯以外にも原則、保護者の負担はありません。 (認定者は就学援助から給食センターに振込しています)					適宜	給食センター 又は保護者
⑤ 医療費	/	こども医療費に移行しました。 ※こども医療費受給者証で保険診療分については窓口負担なし(中学校3年生までの入院・通院費)で医療が受けられます。				適宜	医療機関
⑥ (オンライン学習) 通信費	/	令和3年4月以降にオンライン学習のために新たに通信費(携帯電話は除く)の契約をした世帯月の通信費の半額(上限)1,000円×(認定月数)※世帯毎 12ヶ月認定期間がある場合最大12,000円				適宜	保護者

※教育委員会記入欄※

判定	<input type="checkbox"/> 認定	認定開始月	月	認定(否認定)理由	【認定】	備考欄
	<input type="checkbox"/> 否認定				① 生活保護が停止又は廃止 ② 市町村民税が非課税世帯 ③ その他 ()	
					【否認定】	
					① 課税世帯のため	